

杉並区いじめ防止対策推進基本方針

平成 29 年 8 月 策定
令和 8 年 4 月 改訂
杉 並 区

目 次

はじめに

1 いじめについての理解

- (1) いじめの定義
- (2) いじめの禁止
- (3) いじめの解消

2 いじめの防止対策の基本的な考え方

- (1) いじめを許さない学校をつくる
- (2) 児童・生徒の主体的な行動を促す
- (3) 家庭・地域・関係機関と連携した取組を進める

3 杉並区におけるいじめ問題に対する取組

- (1) いじめ問題に関する組織・体制
- (2) 相談窓口の設置
- (3) 日常的な学校への支援
- (4) 未然防止に向けた取組
- (5) 早期発見・事案対処に向けた取組
- (6) 「杉並区子どもの権利に関する条例」の周知・徹底
- (7) 「杉並区子どもの権利救済委員」との連携によるいじめ防止等の取り組み

4 学校におけるいじめ防止等の取組

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (2) 学校いじめ対策委員会の設置
- (3) 未然防止に向けた主な取組
- (4) 早期発見・事案対処に向けた主な取組
- (5) 記録の保存

5 いじめの重大事態への対処

- (1) いじめの重大事態とは
- (2) 重大事態の調査の目的
- (3) 重大事態が発生した場合の学校と教育委員会の対応
- (4) 区長による再調査

【参考】 杉並区いじめの防止等に関する条例

はじめに

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重される、かけがえのない存在である。全ての子どもは、児童の権利に関する条約に定められた権利が保障されており、こうした子どもの権利は、何かと引き換えに保障されるものではない。

しかしながら、子どもを取り巻く環境が変化する中で、自分らしく生きることの難しさや、いじめ、虐待、貧困等による様々な困難を抱える子どももあり、子どもの権利が十分に保障されているとは言い難い状況が存在する。

そうした中、学校においては、「いじめ」の問題への対応が特に重要となっている。「いじめ」は、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するばかりでなく、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものである。さらには、時として、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれもあるものである。

いじめの問題から、一人でも多くの児童・生徒を救うためには、教職員をはじめ、保護者や地域住民一人ひとりが「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」との認識の下、それぞれの責任を自覚し、役割を果たしていかなければならない。その上で、学校の教職員は、被害児童・生徒に寄り添い、断固として、被害児童・生徒を守り抜く姿勢を明確にするとともに、いじめを行った児童・生徒に対し、必要な指導やいじめの再発を防止するための支援を行う必要がある。

このような考えの下、杉並区は、全ての子どもが権利の主体として尊重され、安心して学び、自分らしく生き生きと暮らすことができる地域社会の実現に向けて、令和7年4月に、「杉並区子どもの権利に関する条例」及び「杉並区いじめの防止等に関する条例」（以下「条例」という。）を制定した。これらの条例の制定を契機とし、改めて、地域全体で子どもの権利の保障に取り組むとともに、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進していく必要がある。

杉並区いじめ防止対策推進基本方針（以下「基本方針」という。）は、学校におけるいじめ問題を解決し、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）及び条例に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、早期発見、対処）のための対策をより一層総合的かつ効果的に推進することを目的として策定するものである。

杉並区及び学校は、いじめの防止等のための対策の推進に向け、本基本方針の趣旨等について、家庭・地域・関係機関への周知に努める。また、本基本方針に基づいた取組を定期的・継続的に確認し、その結果等に基づき必要に応じて適切な対応を図るものとする。

杉並区

Ⅰ いじめについての理解

(1) いじめの定義

いじめとは、相手の行為により被害の児童・生徒が心身の苦痛を感じたものをいう。法に規定されたいじめは、いわゆる社会通念上のいじめの範囲より極めて広く、児童・生徒が心身の苦痛を感じる行為についてはいじめに該当する。

【いじめ防止対策推進法】

第2条第1項 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人権や教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

【いじめ防止対策推進法】

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(3) いじめの解消

いじめは、単に謝罪があっただけでは、安易に解消したと判断することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の2つの要件を満たす必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じて他の事情も考慮して判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間等が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害及び加害児童・生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注意深く観察する。

イ 被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童・生徒がいじめの行為によりその心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童・生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至るまで、被害児童・生徒の安心・安全を確保する責任がある。学校いじめ対策委員会においては、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態は、あくまでも一つの段階にすぎない。「解消している」段階に至った後でも、いじめが再発することも十分にあり得ることを踏まえて、学校の教職員は、いじめの被害児童・生徒と加害児童・生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

2 いじめの防止対策の基本的な考え方

いじめは、どの学校でも、どの児童・生徒にも起こり得るという認識の下、教育委員会及び学校は、日常的な未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決を図る必要がある。

(1) いじめを許さない学校をつくる

いじめを生まない、許さない学校へ

いじめが児童・生徒の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることを踏まえ、全ての児童・生徒が安心して学習に取り組むことができるよう、いじめを許さないという教職員としての意識向上を図るとともに、学校がいじめ問題に組織的に対応できる校内体制を整備する。

(2) 児童・生徒の主体的な行動を促す

いじめ問題について児童・生徒が自ら考え行動する学校へ

児童・生徒がいじめに関する理解を深め、いじめをしない、いじめを放置しないなど、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにすることが重要である。

(3) 家庭・地域・関係機関と連携した取組を進める

家庭・地域・関係機関との連携による安心な学校へ

いじめが複雑化・多様化する中、家庭・地域・関係機関がそれぞれの役割を認識しつつ連携を図り、いじめ問題の解決に向けて、社会全体による取組を進める。

【杉並区いじめの防止等に関する条例】

第3条第1項 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

第3条第2項 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深め、児童生徒が主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。

第3条第3項 いじめの防止等のための対策は、いじめがどの児童生徒にも起こる可能性がある問題であることに鑑み、区、学校、保護者、区民等及び関係機関が、いじめを認識しながらこれを放置してはならないという意識を高めるとともに、一人ひとりの児童生徒に寄り添い、その気持ちを確実に受け止めた上で、いじめの防止等のために主体的に行動することを旨として行われなければならない。

第3条第4項 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、区、学校、保護者、区民等及び関係機関の連携の下、地域社会が一体となって、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 杉並区におけるいじめ問題に対する取組

(1) いじめ問題に関する組織・体制

ア 杉並区青少年問題協議会

青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な推進を図るために区長の附属機関として設置している「杉並区青少年問題協議会」は、法第14条第1項に規定する「いじめ問題対策連絡協議会」として、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図り、いじめの防止等のための対策の実効性を確保していく。

イ 杉並区いじめ問題対策委員会

法第14条第3項及び条例第14条第1項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として「杉並区いじめ問題対策委員会」を設置し、法律、医療、心理、福祉等の専門的知見を有する委員が、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関する調査審議及び法第28条第1項に基づくいじめ重大事態に関する調査報告を行う。

【いじめ防止対策推進法】

第14条第1項 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

第14条第3項 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

【杉並区いじめの防止等に関する条例】

第13条 杉並区青少年問題協議会は、法第14条第1項に規定するいじめ問題対策連絡協議会として、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るものとする。

第14条第1項 区立学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、法第14条第3項の規定に基づき、杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、杉並区いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

(2) 相談窓口の設置

ア 学校問題対応支援係（CEDAR シダー）

「いじめ」等の学校現場の生活指導上の緊急課題や、事故や事件等の安全確保上の緊急対応、中・長期的な課題対応を支援するために教育人事・指導課内に設けた係であり、指導主事、学校管理職経験者、**弁護士**、心理士等で構成する。

基本方針に基づく本区におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、学校問題対応支援係（CEDAR）を核として以下の取組を行う。

- ・ いじめの防止等のための学校の対応を支援する。
- ・ 研修を通して、いじめの防止等のための対策を学校・地域・関係機関と連携して推進する。
- ・ いじめの防止等のための調査や報告を行う。

イ 済美教育センター教育相談室

児童・生徒の教育に関する悩みごとや心配ごと（不登校、いじめ等）について、専門的な立場から総合的な相談支援を行う。教育相談室において保護者の相談やカウンセリング、児童・生徒のカウンセリングや心理療法を行うとともに、電話による相談も行う。

ウ 杉並区子どもの権利相談・救済窓口（杉並区子どもの権利救済委員）

いじめを含む子どもの権利侵害について、子どもの権利に関し優れた見識を有する「子どもの権利相談救済委員」（※1）が、子ども等からの声を聴き、子どもと一緒に考え、子どもの最善の利益を踏まえた相談支援を行う。

(※1)「子どもの権利相談救済委員」は、弁護士、社会福祉士、公認心理師などの資格を持つ3名以内で構成され、子どもの権利侵害について、相談支援のほか、必要に応じて調査、調整及び要請、意見表明のほか、子どもの権利に関する普及啓発をすることを職務とする。

【いじめ防止対策推進法】

第16条第3項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

【杉並区子どもの権利に関する条例】

第12条 区は、子どもの権利に関し子ども及びその保護者その他の関係者が利用しやすい相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第19条第1項 子どもの権利の侵害からの速やかな救済を図るため、区長の附属機関として、杉並区子どもの権利救済委員（以下「委員」という。）を置く。

第19条第2項 委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの権利についての相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 子どもの権利の侵害について、必要な調査、調整及び要請を行うこと。
- (3) 子どもの権利の侵害を防ぐため、区長に意見を述べること。
- (4) 子どもの権利に関する啓発活動を行うこと。

第19条第7項 区は、委員の職務の遂行について、その独立性を尊重するとともに、必要な体制の整備等の協力及び援助を行わなければならない。

(3) 日常的な学校への支援

ア 関係機関との連携による学校支援

学校問題対応支援係(CEDAR)、スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」という）が、子ども家庭支援センター、児童相談所、警察、弁護士「学校法律相談事業」(※1)、その他の福祉機関や医療機関等との連携により、学校のいじめ対応を支援する。

(※1) 学校法律相談事業

区立学校における法的問題等について、校長及び副校長が弁護士に直接相談し、必要な助言を受けることができる事業のこと。平成29年4月から開始。

【いじめ防止対策推進法】

第17条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

イ 教職員の研修の充実

いじめの発見や対応には専門的な知識が必要であることを踏まえ、生活指導主任会、若手教員育成研修、中堅教諭等資質向上研修等の教育委員会主催の職層別研修及び全ての区立学校教員を対象とした研修動画、リーフレット、ふれあい（いじめ防止強化）月間（※１）における取組等の学校における研修を充実し、いじめ問題に対応する教職員の資質・能力の向上を図る。

（※１）ふれあい（いじめ防止強化）月間

学校におけるいじめの認知件数及び対応状況について実施される東京都教育委員会による調査のこと。

【いじめ防止対策推進法】

第 18 条第 2 項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(4) 未然防止に向けた取組

ア 「いじめ対応マニュアル」の活用の推進

各学校が「いじめ対応マニュアル」を基に、いじめ問題への共通理解を図るとともに、「教職員向けチェックリスト」等を活用して、児童・生徒がいじめにあっていないかを確認するよう指導する。

イ 人権教育の充実

人権尊重の理念に基づき、あらゆる偏見や差別の解消を目指す人権教育を一層推進するために、人権教育研修会及び人権教育担当者連絡会を実施し、教職員の人権意識を高める。また、人権教育推進委員会（※１）による研究等を推進し、その取組の成果について学校への普及を図る。

（※１）人権教育推進委員会

学校において人権教育を効果的に実践していくための指導法の開発・普及、先駆的情報の収集や提供活動、人権教育啓発資料の作成等に取り組む。

ウ 豊かな人間性の涵養

児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、いのちを大切にし、思いやりの心を育むために、各学校で実施する「いのちの教育」（※１）の取組や、小学校で実施する「スタートカリキュラム」（※２）、中学校で実施する「フレンドシップスクール」（※３）の活動を支援する。

（※１）いのちの教育

いじめ等の問題行動の現状や児童・生徒の心の健康について示された「自殺対策基本法」の施行を受けて、平成 20 年度から毎年 5・6 月と 9・10 月に全区立小中学校で実施しているいのちの大切さや人生のかけがえのなさを実感する道徳の授業及び体験活動、読書感想文コンクール等の取組のこと。

（※２）スタートカリキュラム

小学校へ入学した子どもが、子供園、幼稚園、保育所等の遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラムのこと。

(※3) フレンドシップスクール

小学校から中学校に進学した生徒が、新たな学習集団や学習環境等、学校生活の変化に対して早期に順応し、その後の充実した中学校生活の基盤をつくるために実施するもの。

エ 情報モラル教育の推進

携帯電話・インターネット等でのいじめやトラブル等、その危険性や被害について児童・生徒に正しく理解させるとともに、適切に使う力を身に付けさせる指導を関係機関と連携し支援する。

また、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、適切に対処することができるように、教職員の意識の向上を図るとともに、対応力を強化するための研修を実施し、実践例等の情報提供を行う。

オ 保護者・地域等との連携の促進

地域社会全体でいじめ問題について考え、克服していくために、「道徳授業地区公開講座」(※1)や「セーフティ教室」(※2)、をはじめとするPTA等の学校・家庭・地域や関係機関等が連携して行う取組等を支援する。また、学校運営協議会(※3)や学校支援本部(※4)と連携し、いじめ問題について、学校が抱える課題を共有し、地域社会全体で解決する仕組みづくりを推進する。

(※1) 道徳授業地区公開講座

学校、家庭及び地域社会が連携して子どもたちの豊かな心を育むとともに、小・中学校等における道徳教育の充実を図ることを目的に、東京都教育委員会が平成14年度から実施している事業のこと。

(※2) セーフティ教室

小・中学校において、児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者・都民の参加のもとに、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育の推進に資するため、東京都教育委員会が平成16年度から実施している事業のこと。

(※3) 学校運営協議会

地域住民や保護者等が、一定の権限を持って学校運営に参画し、教育委員会、校長と責任を分かち合いながら学校運営に携わる合議制の機関のこと。

(※4) 学校支援本部

地域の方々と一緒になって学校の教育活動等を支援するために設置されたボランティアによるネットワーク組織のこと。

【いじめ防止対策推進法】

第15条第1項 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

第15条第2項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

【杉並区いじめの防止等に関する条例】

第23条第1項 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校に在籍する児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、互いの個性を尊重し合う態度を養うこと及び当該児童生徒の自己肯定感や自尊感情を高めることが当該区立学校におけるいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

第23条第2項 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校におけるいじめを防止するため、当該区立学校に在籍する児童生徒に対し、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることに関する理解を深めるための指導を行うものとする。

【杉並区いじめの防止等に関する条例】

第23条第3項 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校におけるいじめを防止するため、当該区立学校に在籍する児童生徒の保護者、区民等及び関係機関との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該児童生徒が自主的に行うものに対する支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(5) 早期発見・事案対処に向けた取組

ア 各種調査及び学級診断アセスメントテスト等の実施

東京都の「ふれあい（いじめ防止強化）月間」に合わせた年間3回以上のいじめを把握するためのアンケートや、毎月実施するいじめ発生件数調査に加え、学級診断アセスメントテストを導入するなど、未然防止、課題の改善等につながるよう学校の取組を支援する。

イ スクールカウンセラーによる相談体制の充実

いじめをはじめとする児童・生徒及び保護者の悩みを把握し、相談等に応じるとともに、全小中学校に配置したスクールカウンセラー（以下「SC」という）による面談を実施し、学校全体の組織的な対応を支援する。

ウ いじめ相談体制の充実

いじめで悩み、苦しむ児童・生徒やその保護者に対し、カウンセリングや心理療法等による対応等を行うとともに、教育相談室への来所による相談及び電話相談等の相談事業を充実する。

エ 保護者への支援

保護者のいじめに対する理解を深め、家庭におけるいじめを発見する力と対応する能力を高めるため、東京都教育委員会の発行する「いじめ総合対策【第3次】」における保護者プログラム等を活用する。

【いじめ防止対策推進法】

第16条第1項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

第16条第3項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

第16条第4項 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(6) 「杉並区子どもの権利に関する条例」及び「杉並区いじめの防止等に関する条例」の周知・徹底

教育委員会は、「杉並区子どもの権利に関する条例」及び「杉並区いじめの防止等に関する条例」を教育施策に位置付け、児童等、家庭及び区民に周知・徹底を図り、子どもの人権を守りいじめの未然防止及び早期解決に努める。

(7) 「杉並区子どもの権利救済委員」との連携によるいじめ防止等の取り組み

区には、区長の附属機関である独立性を尊重された「杉並区子どもの権利救済委員」による「杉並区子どもの権利相談・救済窓口」があり、誰でも区内の子どもたちの権利について相談できる。

教育委員会及び学校は、「杉並区子どもの権利救済委員」が独立した子どもたちの権利相談・救済窓口であることを尊重しつつ、いじめ防止等、子どもたちの権利救済について連携して取り組む。

4 学校におけるいじめ防止等の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

本基本方針及び国・東京都の方針等を参考にし、学校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める（法第13条）。

自校の基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

なお、学校いじめ防止基本方針については、学校運営協議会において確認するとともに、HP等で内容を周知する。

また、保護者会や「学校サポートチーム」の会議等の様々な機会を活用して、保護者、地域住民、関係機関等に対して、学校いじめ防止基本方針の趣旨や内容等について周知し、理解を得たり協力を依頼したりする必要がある。

【いじめ防止対策推進法】

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

【杉並区いじめの防止等に関する条例】

第12条第1項 区立学校は、法第13条の規定に基づき、当該区立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として、学校いじめ防止基本方針（次項において「学校基本方針」という。）を定めるものとする。

第12条第2項 区立学校は、学校基本方針を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(2) 学校いじめ対策委員会の設置

当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織を設置する（法第22条）。

組織の構成員については、管理職、主幹教諭、生活指導主任、関係教員、養護教諭、SCのほか、必要に応じてSSW、弁護士、警察官経験者（スクールサポーター）、子ども家庭支援センター職員等も加える。

【いじめ防止対策推進法】

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(3)未然防止に向けた主な取組

- ア 児童会・生徒会等による主体的な取組を通して、児童・生徒がいじめは絶対に許されないことを自覚するように促し、いじめを許さない学校づくりを進める。
- イ 道徳教育や人権教育、「いのちの教育」の充実、読書活動、体験活動などの推進等を通して、いじめの解決に向けて、自ら考え、話し合い、多様性や互いのよさを認め合える態度を育成する。
- ウ 年3回以上の「いじめに関する授業」を実施し、いじめは絶対に許されない行為であることなど、子どもたちにいじめについての正しい理解を促すとともに、いじめの防止等のために必要な資質・能力の育成を図る。
- エ 年3回以上のいじめに関する校内研修を実施し、教職員の資質・能力の向上を図る。このうち、1回以上は、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定されている「いじめ重大事態」の定義と、この定義の解釈を示している「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容を確認し、理解を深める。
- オ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、適切に対処することができるよう、情報モラル教育年間指導計画を作成し、児童・生徒に対する情報モラル教育の充実を図る。

【いじめ防止対策推進法】

第8条

【杉並区いじめの防止等に関する条例】

第23条第1項 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校に在籍する児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、互いの個性を尊重し合う態度を養うこと及び当該児童生徒の自己肯定感や自尊感情を高めることが当該区立学校におけるいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

第23条第2項 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校におけるいじめを防止するため、当該区立学校に在籍する児童生徒に対し、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることに関する理解を深めるための指導を行うものとする。

第23条第3項 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校におけるいじめを防止するため、当該区立学校に在籍する児童生徒の保護者、区民等及び関係機関との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該児童生徒が自主的に行うものに対する支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(4) 早期発見・事案対処に向けた主な取組

ア 学校いじめ防止基本方針及び「いじめ対応マニュアル」を活用し、いじめの未然防止・早期発見・事案対処を行い、解消に向けて、組織的に保護者や地域、関係機関と連携した取組（※）を進める。

（※）いじめ対策保護者会、PTA 役員会、学校運営協議会、「学校サポートチーム」等の開催、支援依頼等

イ 毎月のいじめ発生件数等の報告、東京都の「ふれあい（いじめ防止強化）月間」に合わせた年3回以上のいじめを把握するためのアンケートの実施、ＳＣを活用した児童・生徒への個別面談の実施等を通して、いじめの実態を的確に把握する。

ウ 全区立学校で教育相談コーディネーターを指名し、保護者や地域、関係機関との連携やＳＣとの相談・面談等の調整を図るなど、校内における組織的な教育相談機能をより充実させる。

エ 教職員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高め、学校一丸となり組織的に対応する。

オ 被害児童・生徒の心のケアについては、その状況を的確に把握し、保護者の理解を得ながら、医療や福祉等の関係機関と連携して被害児童・生徒への支援を行う。

【いじめ防止対策推進法】

第16条第1項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

第16条第3項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

第16条第4項 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(5) 記録の作成・保存

被害児童・生徒への継続的な支援や、対応の事後的な検証のため、学校いじめ対策委員会を開催した際には会議録を作成するとともに、実施した調査（アンケート・聞き取り）や対応した内容についても記録を作成する。

いじめに係る会議録、調査結果等の記録については、全ての教職員が確認できる方法で保管し、いじめに係る児童・生徒が卒業、転学、退学等をしてから5年間の経過するまでは適切に保存する。

5 いじめ重大事態への対処

(1) いじめの重大事態とは

ア 重大事態の定義

いじめの重大事態とは、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に基づき、「生命心身財産重大事態」と「不登校重大事態」の 2 つの場合をいう。

(ア) 生命心身財産重大事態

いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」は、いじめを受けた児童・生徒の状態に着目して判断する。想定される例として、次のような場合が挙げられる。

- ・児童・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

(イ) 不登校重大事態

いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」は、年間 30 日を目安とする。ただし、児童・生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、迅速に調査を開始する。

【いじめ防止対策推進法】

第 28 条第 1 項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

イ 重大事態かどうかを判断する際の注意事項

(ア) 重大事態とは、事実関係が「確定した段階」を指すのではなく、いじめにより重大な被害が生じた等の「疑いの段階」を指すものであり、重大事態としての対応が遅れれば取り返しのつかない事態に発展することも想定されることから、この「疑い」があると認めた時点で、速やかに重大事態としての対応を行う。

(イ) 被害児童・生徒やその保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」との申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対応を行う。その申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の調査の目的

重大事態の調査は、重大事態に至った経緯や背景事情を含めたいじめの事実関係を明らかにすることにより、その重大事態への対処や、同種の事態が再び発生するのを防止することを目的として行う。民事・刑事上の責任追及や、その他の争訟などへの対応を直接の目的としているものではない。

なお、被害児童・生徒や保護者が調査を望まない場合でも、学校や教育委員会は、可能な限り自らの対応を振り返って検証し、再発防止に努めることが必要である。そのような場合には、被害児童・生徒と保護者の意向にも配慮しながら、調査方法を工夫して調査を進める。

(3) 重大事態が発生した場合の学校と教育委員会の対応

ア 重大事態発生の報告

学校は、いじめの重大事態が発生したときは、直ちに教育人事・指導課 学校問題対応支援係（CEDAR）に一報を入れた上、速やかに「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について」を教育委員会に提出する。

教育委員会は、学校から提出を受けた報告書を速やかに区長に提出して報告するとともに、東京都教育委員会及び国へ「いじめ重大事態の発生に関する報告について」を提出する。

イ 資料の収集・整理

学校は、いじめの重大事態が発生したときは、学校が定期的に実施しているアンケートや教育相談の記録、これまでのいじめの通報や面談の記録、学校いじめ対策委員会の会議録及び学校としてどのような対応を行ったかの記録など、重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理を行う。

ウ 調査の実施

いじめの重大事態が発生した場合、教育委員会は、条例第 28 条第 2 項の規定に基づき、「杉並区いじめ問題対策委員会」に対して速やかに調査を行わせる。学校は、「杉並区いじめ問題対策委員会」が行う調査に協力する。

【杉並区いじめの防止等に関する条例】

第 28 条第 2 項 教育委員会は、重大事態が発生したときは、速やかに、対策委員会に法第 28 条第 1 項の規定による調査を行わせるものとする。【いじめ防止対策推進法】

エ 調査結果等の報告と提供

調査結果については、以下の順序で対応を行う。

(ア) 被害児童・生徒やその保護者等への情報提供

学校又は教育委員会は、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で、被害児童・生徒やその保護者に説明する。

また、加害児童・生徒やその保護者に対しても調査結果について説明を行う。

【いじめ防止対策推進法】

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

(イ) 区長等への報告

「杉並区いじめ問題対策委員会」は、調査報告書をもって、教育委員会に対して調査結果を報告する。教育長は、当該調査報告書を区長に提出するとともに、教育委員会定例会等において調査結果を報告する。

【杉並区いじめの防止等に関する条例】

第28条第2項 教育委員会は、重大事態が発生したときは、速やかに、対策委員会に法第28条第1項の規定による調査を行わせるものとする。

第28条第4項 対策委員会は、第2項に規定する調査を行ったときは、その結果を教育委員会に報告するものとする。

第28条第5項 教育委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を区長に報告するものとする。

(ウ) 調査結果の公表

当該の学校やその関係者だけでなく、社会に対して事実関係を正確に伝え、憶測や誤解を生まないようにするとともに、社会全体でいじめ防止対策について考える契機とするため、個人情報の観点から留意しつつ、原則として調査結果の概要を公表する。

オ 調査結果を踏まえた対応

学校と教育委員会は、調査の結果をふまえて、被害児童・生徒やその保護者への支援、加害児童・生徒やその保護者への指導、支援などの対応を行う。また、それまでの対応について検証し、再発防止策を検討する。

(4) 区長による再調査

ア 杉並区いじめ問題調査委員会

法第 30 条第 2 項及び条例第 29 条第 1 項の規定に基づき、区長の附属機関として「杉並区いじめ問題調査委員会」を設置し、法律、医療、心理、福祉等の専門的知見を有する委員が、教育委員会による調査の結果に関する再調査等を行う。

イ 再調査の必要性に関する諮問・答申

教育委員会から重大事態に関する調査結果の報告を受けた区長は、「杉並区いじめ問題調査委員会」に対して、当該調査結果に関する再調査を行う必要性について諮問し、「杉並区いじめ問題調査委員会」は、その諮問に応じ、答申する。

ウ 再調査の実施

区長は、「杉並区いじめ問題調査委員会」による答申を受けて、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めたときは、速やかに、「杉並区いじめ問題調査委員会」に再調査を行わせる。

エ 調査結果の報告等

「杉並区いじめ問題調査委員会」は、調査報告書をもって、区長に対して再調査の結果を報告する。区長は、区議会において再調査の結果を報告する。

また、区長と教育委員会は、再調査の結果を踏まえて、当該重大事態への対処や同種の事態が発生するのを防止するための措置を講ずる。

【いじめ防止対策推進法】

第30条第2項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

第30条第3項 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

第30条第5項 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

【杉並区いじめの防止等に関する条例】

第29条第1項 法第30条第2項の規定による調査等を行うため、区長の附属機関として、杉並区いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

第29条第2項 調査委員会は、区長が、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合における同条第2項の規定による調査を行う必要性について、区長の諮問に応じ、答申する。

第29条第3項 区長は、前項の規定による答申を受けて、法第30条第1項の規定による報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めたときは、速やかに、調査委員会に同条第2項の規定による調査を行わせるものとする。

第29条第4項 調査委員会は、前項に規定する調査を行ったときは、その結果を区長に報告するものとする。

杉並区いじめの防止等に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 杉並区いじめ防止対策推進基本方針等（第11条—第22条）

第3章 いじめの防止等に関する措置（第23条—第27条）

第4章 重大事態への対処（第28条—第33条）

第5章 委任（第34条）

附則

子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在です。全ての子どもは、一人の人間として尊重され、健やかに成長することが保障されています。子どもの心や体を傷つけるいじめは、決して許すべきではありません。

いじめをなくすためには、全ての子どもが、一人ひとりの多様な個性を理解し合い、互いの人権を尊重するという考えを持つことが大切です。また、全ての大人は、日頃から、あらゆる機会を捉え、いじめが許されない行為であることを子どもに伝えるとともに、子どもがいじめの問題で悩んでいるときにそのつらい気持ちを一人で抱え込まないよう、子どもに寄り添い、その気持ちを受け止め、支援していくことが必要です。

いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こる可能性があります。したがって、杉並区、学校、保護者、区民等及び関係機関が、自らの責務や役割を自覚し、主体的にいじめの防止等のための対策に取り組むとともに、「いじめは絶対に許さない」、「いじめを放置しない」との認識を共有し、相互に連携することにより、一体となって、子どもを守り抜くことが必要です。

このような考えの下、全ての子どもが安心して学び、自分らしく生き生きと暮らすことができる地域社会の実現に向けて、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、児童生徒に対するいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、杉並区（以下「区」という。）、学校及び保護者の責務並びに区民等及び関係機関の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 学校 区、東京都、学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。）その他の者が設置する法第2条第2項に規定する学校のうち、区内に所在するものをいう。
- (3) 区立学校 杉並区立学校設置条例（昭和35年杉並区条例第1号）に規定する小学校、中学校及び特別支援学校をいう。
- (4) 児童生徒 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (5) 保護者 児童生徒の親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、児童生徒を現に監護するものをいう。
- (6) 区民等 区内に住み、働き、若しくは学ぶ者（児童生徒を除く。）又は区内において事業活動を行うものをいう。
- (7) 関係機関 警察、児童相談所、法務局又は医療機関その他のいじめの防止等に関係する機関及び団体をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深め、児童生徒が主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめがどの児童生徒にも起こる可能性がある問題であることに鑑み、区、学校、保護者、区民等及び関係機関が、いじめを認識しながらこれを放置してはならないという意識を高めるとともに、一人ひとりの児童生徒に寄り添い、その気持ちを確実に受け止めた上で、いじめの防止等のために主体的に行動することを旨として行われなければならない。
- 4 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、区、学校、保護者、区民等及び関係機関の連携の下、地域社会が一体となって、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止等)

第4条 児童生徒は、いじめを行ってはならない。

- 2 児童生徒は、一人ひとりに多様な個性があることを理解し、互いの人権を尊重するとともに、他の児童生徒の気持ちを大切にし、思いやりを持って接するよう努めるものとする。
- 3 児童生徒は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響等に関する理解を深め、自分たちの問題として、いじめを主体的に考え、話し合い、及び行動できるようにするよう努めるものとする。
- 4 児童生徒は、他の児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、区、学校、保護者、区民等又は関係機関に知らせるよう努めるものとする。

(区の責務)

第5条 区は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国及び東京都との協力並びに学校、保護者、区民等及び関係機関との連携の下、区の状況に応じた施策を策定し、総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第6条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の日常の生活に注意を払い、日頃から信頼関係の構築に努めるとともに、区、当該児童生徒の保護者、区民等及び関係機関との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に取り組む責務を有する。

- 2 学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、これを放置することなく、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第7条 保護者は、基本理念にのっとり、その監護する児童生徒の教育について第一義的責任を有するものであって、当該児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、規範意識を養うための教育を行うとともに、当該児童生徒を心身ともに健やかに育てるよう努めるものとする。

- 2 保護者は、日頃からその監護する児童生徒の気持ちの理解に努めるとともに、当該児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、区及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(区民等の役割)

第8条 区民等は、基本理念にのっとり、それぞれの地域において児童生徒に対する見守り等を行い、児童生徒が安心して過ごすことができるよう努めるものとする。

- 2 区民等は、児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、区、学校又は関係機関に知らせるよう努めるものとする。

- 3 区民等は、区及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第9条 関係機関は、基本理念にのっとり、いじめの防止等に関する啓発活動等を積極的に行うよう努めるものとする。

- 2 関係機関は、いじめに関する情報を入手したときは、速やかに、区又は学校に当該情報を提供するよう努めるものとする。

- 3 関係機関は、区及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第10条 区は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 杉並区いじめ防止対策推進基本方針等

(杉並区いじめ防止対策推進基本方針)

第11条 区は、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、杉並区いじめ防止対策推進基本方針（次項において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 区は、基本方針を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第12条 区立学校は、法第13条の規定に基づき、当該区立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として、学校いじめ防止基本方針（次項において「学校基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 区立学校は、学校基本方針を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第13条 杉並区青少年問題協議会は、法第14条第1項に規定するいじめ問題対策連絡協議会として、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るものとする。

(対策委員会の設置)

第14条 区立学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、法第14条第3項の規定に基づき、杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、杉並区いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

- 2 対策委員会は、次に掲げる事項について、調査審議を行う。

- (1) 区立学校におけるいじめの防止等のための対策に関して必要な事項
- (2) 区立学校において発生した法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）に係る事実関係を明確にするための調査その他の当該重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に関して必要な事項

3 対策委員会は、前項各号に掲げる事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

(対策委員会の組織)

第15条 対策委員会は、法律、医療、心理、福祉等の分野に関し優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する委員7人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 対策委員会に、前条第2項第2号に規定する調査を行わせるため、専門調査員を置くことができる。

4 専門調査員は、法律、医療、心理、福祉等の分野に関し優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

5 第2項の規定は、専門調査員の任期について準用する。

(対策委員会の会長)

第16条 対策委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(対策委員会の会議)

第17条 対策委員会は、会長が招集する。

2 対策委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 対策委員会の会議は、公開とする。ただし、対策委員会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(部会)

第18条 対策委員会に、第14条第2項第2号に規定する調査を行うため、部会を置くことができる。

2 部会の委員及び部会長は、第15条第1項に規定する委員及び同条第3項に規定する専門調査員（以下「委員等」という。）のうちから、会長が指名する。

3 部会の会議は、非公開とする。

4 前3項に定めるもののほか、部会について必要な事項は、対策委員会が定める。

(委員等以外の者の出席等)

第19条 対策委員会及び部会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員等以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員等以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委員等の除斥)

第20条 委員等は、対策委員会及び部会が会議の中立性及び公正性が損なわれるおそれがあると認めるときは、出席することができない。

(守秘義務)

第21条 委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後

も、同様とする。

(学校いじめ対策委員会)

第22条 区立学校は、当該区立学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該区立学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策委員会」という。）を置くものとする。

第3章 いじめの防止等に関する措置

(いじめの防止のための措置)

第23条 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校に在籍する児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、互いの個性を尊重し合う態度を養うこと及び当該児童生徒の自己肯定感や自尊感情を高めることが当該区立学校におけるいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校におけるいじめを防止するため、当該区立学校に在籍する児童生徒に対し、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることに関する理解を深めるための指導を行うものとする。

3 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校におけるいじめを防止するため、当該区立学校に在籍する児童生徒の保護者、区民等及び関係機関との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該児童生徒が自主的に行うものに対する支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第24条 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校におけるいじめを早期に発見するため、当該区立学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 区は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該区立学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 教育委員会及び区立学校は、相談体制を整備するに当たっては、保護者、区民等及び関係機関との連携の下、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(いじめに対する措置)

第25条 区立学校は、当該区立学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うた

めの措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定による報告を受けたときその他区立学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、必要に応じ、当該区立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は自ら必要な調査を行うものとする。
- 3 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校に在籍する児童生徒がいじめを受けたときは、当該児童生徒の気持ちに寄り添い、当該児童生徒及びその保護者に対し、いじめの早期解消に向けた支援を継続的に行うものとする。
- 4 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校に在籍する児童生徒がいじめを行ったときは、その行為の重大性を総合的に考慮した上で、いじめを解消するために当該児童生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を継続的に行うとともに、当該児童生徒及びその保護者に対し、その背景にある事情を踏まえた上で、いじめの再発を防止するために必要な支援を行うものとする。
- 5 前2項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、必要に応じ、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得るものとする。

(区立学校以外の学校への協力要請)

第26条 区は、区立学校以外の学校に対し、区及び区立学校が講ずるいじめの防止等のための措置について協力を求めることができる。

(啓発活動)

第27条 区は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他のいじめの防止等のための啓発活動を行うものとする。

- 2 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該区立学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策を行うことの重要性に関する理解を深めるための啓発活動を行うものとする。
- 3 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、インターネットを通じて行われるいじめの防止等のための対策を行うことができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

第4章 重大事態への対処

(重大事態への対処)

第28条 区立学校は、重大事態が発生したときは、教育委員会を通じて、当該重大事態が発生した旨を、速やかに区長に報告しなければならない。

- 2 教育委員会は、重大事態が発生したときは、速やかに、対策委員会に法第28条第1項の規定による調査を行わせるものとする。
- 3 対策委員会は、前項に規定する調査を行うため必要があると認めるときは、区立学校に対し、必要な要請をすることができる。
- 4 対策委員会は、第2項に規定する調査を行ったときは、その結果を教育委員会に

報告するものとする。

- 5 教育委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を区長に報告するものとする。

（調査委員会の設置）

第29条 法第30条第2項の規定による調査等を行うため、区長の附属機関として、杉並区いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

- 2 調査委員会は、区長が、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合における同条第2項の規定による調査を行う必要性について、区長の諮問に応じ、答申する。

- 3 区長は、前項の規定による答申を受けて、法第30条第1項の規定による報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めたときは、速やかに、調査委員会に同条第2項の規定による調査を行わせるものとする。

- 4 調査委員会は、前項に規定する調査を行ったときは、その結果を区長に報告するものとする。

- 5 調査委員会は、法第30条第5項の規定に基づき区長が講ずる措置に関し、区長に意見を述べることができる。

（調査委員会の組織）

第30条 調査委員会は、法律、医療、心理、福祉等の分野に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

（会議の非公開）

第31条 調査委員会の会議は、非公開とする。

（準用）

第32条 第15条第2項、第16条、第17条第1項から第3項まで及び第19条から第21条までの規定は、調査委員会について準用する。

（再発防止のための措置）

第33条 区長及び教育委員会は、第28条第2項に規定する調査及び第29条第3項に規定する調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第5章 委任

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。